一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る 個別協議の状況について

国土交通省群 馬 県

群馬県管内の一般国道及び一級河川の直轄区間の見直しに係る個別協議については、

- ①一般国道及び一級河川の直轄区間の移管に伴い、その整備等に必要な財源措置その他 の措置が十分に講じられること
- ②移管の時期については、事業中の箇所があること等を踏まえ、今後、適切な時期を群馬県と協議すること

を前提に、現時点で下記の通りです。

記

<u>1. 道 路</u>

- (1) 移管する方向で今後更に調整を進めていくもの
- ①早期の移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
17号	渋川市東町	渋川市上白井	6	鯉沢バイパス現道
	合計	6		

②一定期間後(整備後等)に移管が可能と見込まれるもの

路線番号	起点	終点	延長(km)	備考
17号	前橋市本町	前橋市田口町	6	上武道路現道
17号	前橋市田口町	渋川市半田	4	前橋渋川バイパス現道
合計			1 0	

- ※上記区間については、現在整備を進めているバイパスの供用後に移管する。
- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの 該当なし

2. 河 川

- (1)移管する方向で今後更に調整を進めていくもの 該当なし
- (2) 移管の可能性について引き続き協議するもの 該当なし